

# 不足病床機能転換施設・設備 整備事業について

平成30年11月 熊本県健康福祉部

# 1 協議の流れ その1

地域調整会議で適否に関する協議を行う。主な流れは次のとおり。

- ① 補助金交付を希望する医療機関（以下「申請者」）から説明する。
- ② 県から申請者の申請概要を一覧表形式で説明する。
- ③ 申請者は、必要に応じて、委員からの質問に対して説明を行う。

## 1 協議の流れ その2

④ 委員は、県及び申請者からの説明等を聞いた後に、申請内容について適否に関する協議を行う。

※ 申請者が地域調整会議の委員の場合、委員として自己の申請に係る協議には参加できないものとする。

⑤ 後日、県医療政策課が地域調整会議の結果を踏まえて、適否の結果を通知(内示)する。

## 2 協議における着眼点

### 【(1) 施工内容】

- ① 事業計画の内容(高度急性期の病床機能への転換)を達成するための施工内容となっているか。  
⇒認められない項目：病床機能の転換に関係のない  
壁紙の張り替え(メンテナンスに相当)等

### 【(2) 事業内容】

- ① 転換後の主な機能が高度急性期病床として妥当か。
- ② 事業実施理由が地域医療構想の考え方(病床機能の分化・連携)に沿っているか、地域医療への貢献が認められるか。
- ③ 近隣の他の病床機能(急性期又は回復期)を持つ医療機関との連携体制が明確か。